

清瀬市農業振興計画策定委員会傍聴要領

第1条 目的

清瀬市農業振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 傍聴人の届出

委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付名簿に記入しなければならない。

第3条 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員会の会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

第4条 傍聴することができない者

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1)危険なものを所持している者
- (2)酒気を帯びている者
- (3)前各号にさだめるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れのある者
- (3)その他、会長が職務上支障があると認められた者

第5条 傍聴席の指定

傍聴人は、傍聴席(以下「傍聴席」という。)以外に入る事ができない。

第6条 遵守事項

傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1)委員会における言論に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表しないこと。
- (2)指定された席以外で傍聴しないこと。
- (3)会議中、必要のあるとき以外は席を離れたり、外部に出ないこと。
- (4)飲食又は喫煙をしないこと。
- (5)その他、会議を妨害し迷惑をかけるような言動をしないこと。
- (6)係員の指示があるときは、それに従うこと。

第7条 撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席において撮影及び録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者はこの限りではない。

第8条 傍聴の制限

- 1 会長は、委員会に諮りその過半数が必要と認めたときは、会議の一部及び全部を非公開とすることができる。
- 2 非公開としたときは、傍聴人は速やかに退場するものとする。

第9条 違反に対する措置

- 1 傍聴人が本規程に違反する時は、会長はこれを制止し、及びその命令に従わないときは、この者を退場させることができる。
- 2 前項の規程に基づき会長は、事務局職員をしてその命令を執行させることができる。
- 3 傍聴人は退場を命ぜられたときは、事務局員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。